

労災上乘せ補償保険

労働災害総合保険(法定外補償条項、通勤災害担保特約条項)

保険期間 : 平成25年11月 1日(金) 午後4時から1年間

申込締切 : 平成25年10月16日(水)

一般社団法人全国LPガス協会

保険契約者
一般社団法人全国LPガス協会
〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6(共栄火災ビル)
TEL03-3593-3500 FAX03-3593-3700

取扱代理店
一般財団法人全国LPガス保安共済事業団
〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6(共栄火災ビル)
TEL03-3593-8071 FAX03-3593-8074

【引受保険会社・事務幹事】
東日本担当
株式会社損害保険ジャパン 営業開発第一部第三課
〒100-8965 東京都千代田区霞ヶ関3-7-3
TEL: 03-3593-6436 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時)

西日本担当
東京海上日動火災保険株式会社 本店営業第二部営業第一課
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL: 03-3285-1801

【事故サポートデスク】 0120-727-110

(受付: 平日午後5時~翌日午後9時, 土日祝日(12月31日~1月3日を含みます。:24時間)

* 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- 事業主(企業)は政府労災に加入されていることが必要です。
- ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 特に、保険料算出基礎数字となる平均被用者数等の保険料計算に関する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 法定外補償規定(被用者に対し政府労災保険等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。)を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、その規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。

告知義務について

1. 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

(告知事項)加入依頼書の記載事項すべて

2. 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項

- ・被保険者
- ・対象とする被用者の範囲
- ・他の保険契約等

告知義務について

1. 次のような場合には、あらかじめ(注)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除される場合があります。

■加入依頼書の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

■法定外補償規定の新設または変更をする場合

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因ではない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合には、損保ジャパンまで通知する必要はありません。)

2. 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

告知義務について

・万一事故が発生した場合は、以下を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故の日時、場所および状況ならびに身体障害を被った被用者の住所・氏名・身体障害の程度

<2>損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

2. 身体障害の発生および拡大の防止に努めてください。

3. 第三者に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害調査に協力をお願いします。

告知義務の支払いについて

・損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳細につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル]0570-022-808

<通話料有料>PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。(受付時間 平日の午前9時15分~午後5時)(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会ホームページをご覧ください。(http://www.sompo.or.jp/)

<保険金の請求について>

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故(災害)の日時、原因および状況等が確認できる書類	災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災、政府労災保険等の給付請求書(写)、政府労災保険等の支給決定通知書(写) など
③	身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲などが確認できる書類	診断書(死亡診断書)、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定(写)、補償金受領証 など
④	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収証、承諾書 など

(注)事故(災害)の内容(ケガの程度)または身体の障害に対する補償の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 加入者以外の被保険者にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 - この保険(労働災害総合保険)は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)制度の対象ではありません。
 - この保険契約は損害保険会社2社による共同保険契約であり、引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損保ジャパンは事務幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
 - 株式会社損害保険ジャパン 70%
 - 東京海上日動火災保険株式会社 30%
 - 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
 - なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 加入者証は保険契約満了まで大切に保管してください。また、保険始期より2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。
 - 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
 - このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 個人情報の取扱いについて
 - 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(http://www.sompo-japan.co.jp)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。(作成日2013/5/27;SJ13-01615)

ご加入手続き

1. 加入申込み・保険料のお支払い

添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)」または「労働保険料算定基礎賃金等の報告」とあわせて、10月16日(水)までに取扱代理店LP事業団までご提出をお願いします。

2. 保険料のお支払方法

10月16日(水)までに、以下の口座にお振込み(着金)ください。

みずほ銀行 新橋支店 普通:4721590
口座名義:一般財団法人全国LPガス保安共済事業団

《お願い》恐れ入りますが振込手数料は、ご加入者様にてご負担ください。

3. 中途加入

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月16日(土曜、日曜、祝日の場合はその前営業日)までの受付分は受付日の翌月1日(16日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成26年11月1日午後4時までとなります。締切日までに加入依頼書のご提出と保険料をお支払いいただきますと翌月1日からご加入いただけます。

次のような場合は、LP事業団までご相談ください

●特別加入者を加入対象に加えたい。

特別加入者とは、中小事業主およびその家族従事者など労働者以外の方のうち政府労災保険に加入されている方をいいます。

●アルバイト、パートタイマーを除いて加入したい。

●政府労災の事業種類コードが“94”“98”ではない。

「労働保険 概算・確定・保険料申告書」の場合、“①労働保険番号”欄の右隣の“業種”(4桁)の上2桁が“94”“98”以外の場合

「労働保険料算定基礎賃金等の報告」の場合、“事業の概要”欄に記載されている2桁の数字が“94”“98”以外の場合

労働災害総合保険(法定外補償条項)のあらまし

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
法定外補償条項	<p>被保険者(注1)の被用者(注2)が業務上災害(注3)によって身体障害(死亡、後遺障害、負傷、疾病)を被った場合に、政府労災保険等(注4)の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、被保険者に保険金(死亡補償保険金、後遺障害補償保険金または休業補償保険金)をお支払いします。</p> <p>(注1)被保険者とは、事業主(企業)をいいます。 (注2)被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者(正規従業員、アルバイト、パートタイマー等)をいいます。 (注3)通勤途上(出勤および退勤)についてもお支払いの対象となります。 (注4)被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等(以下「政府労災保険等」といいます。)の保険関係が成立していることが必要です。</p> <p>○この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間などについては、政府労災保険などの認定に従います。</p> <p>○法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取付けが必要となります。</p> <p>○同一の被用者が被った身体障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。</p> <p>○休業補償保険金は、休業して賃金を受けない4日目以降の休業を対象とし、1,092日分を限度とします。</p>	<p>①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害 ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害 ⑤風土病による被用者の身体障害 ⑥職業性疾病による被用者の身体障害 ⑦石綿(アスベスト)または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害 ⑧被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害 ⑨賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金 ⑩被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害</p> <p>など</p>

「労災上乘せ補償」の概要

1. 保険契約者 一般社団法人全国LPガス協会
2. 加入対象者(被保険者) 一般社団法人全国LPガス協会の会員かつ政府労災保険加入事業所
3. 補償内容 従業員のほうが業務上災害(通勤災害を含みます。)により身体障害を被った場合(政府労災保険で給付の対象となる場合にかぎり)に保険金(死亡補償、後遺障害補償、休業補償)をお支払いします。

補償内容と保険料

保険期間1年 事業種類コード98、94 団体割引5%
過去の損害率による割引30%

補償内容		プランA	プランB
		補償額	補償額
死 亡		2,000万円	1,000万円
後 遺 障 害	1-3級	2,000万円	1,000万円
	4級	1,600万円	800万円
	5級	1,400万円	700万円
	6級	1,200万円	600万円
	7級	1,000万円	500万円
	8級	800万円	400万円
	9級	600万円	300万円
	10級	400万円	200万円
	11級	300万円	150万円
	12級	200万円	100万円
	13級	160万円	80万円
	14級	120万円	60万円
休 業 補 償 (4日目から1日につき)		3,000円	1,500円
常時使用労働者数 1名あたりの年間保険料		5,870円	2,930円

- <ご注意>・通勤途上の事故(身体障害)についても、上記の表と同額の補償となります。
・保険料は、毎年の保険金支払実績に応じて変動します。
・この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。
・また、業務上災害の認定、後遺障害の等級、および休業の期間等については、政府労災保険等の認定に従います。
・団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により、決定しております。次年度以降、割引率が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保険料の計算方法

年間保険料の計算方法は次のとおりです。

常時使用 労働者数	人	×	<input type="radio"/> A型 5,870円 <input type="radio"/> B型 2,930円	=	年間保険料	円
--------------	---	---	--	---	-------	---

直前の政府労災の申告書に記載されている人数を基にご加入ください。

- 「労働保険 概算・確定・保険料申告書」の場合、「④常時使用労働者数」欄に記載の人数
- 「労働保険料算定基礎賃金等の報告」の場合、「労災保険対象労働者数及び賃金」の最下欄「1か月平均使用労働者数」

<<ご注意>>・この保険の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は、被保険者の最近の労働保険年度における保険料算出基礎(人数)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

・ご契約時に、保険料算出基礎数字(人数)につきましては、正確に申告してください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「労働災害総合保険(法定外補償条項)のあらまし」以降に記載されていますので必ずご参照ください。